

「めぐろ中小企業省力化投資補助金」申請の手引き

国の「中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型）」のカタログに掲載された省力化製品本体の購入費の一部を補助します。

1 事業目的

人手不足に悩む区内中小企業等に対して、売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足解消に効果がある汎用製品を導入する経費の一部を補助することにより、省力化投資を促し、区内中小企業等の付加価値や生産性向上を図ることを目的とする。

2 補助額

1 事業者上限40万円（助成率2／5）

※1,000円未満は切り捨て。

※国の中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型）と併用可

3 申請期間

令和9年1月29日（金）まで

※先着順（50社程度）／予算上限に達し次第終了

※1事業者1申請限り

4 申請要件

下記（1）及び（2）の要件を満たす者

（1）次のいずれかに該当する者であること。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

イ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第32条に規定する社会福祉法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下であり、収益事業の範囲内で補助事業を行うもの

（2）目黒区内に本社を有する中小企業等で、目黒区内で事業を営む者のうち、次に掲げる要件を全て満たす者

ア 大企業（中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項各号の規定に該当する者をいう。）が実質的に経営に参画していないこと。

- イ 個人開業医でないこと。
- ウ 法人事業税、法人都民税（個人事業者の場合は個人事業税及び住民税）を滞納していないこと。
- エ 目黒区暴力団排除条例（平成24年3月目黒区条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者が、補助対象者、補助対象者の役員若しくは使用人又は補助対象者の経営に事実上参加していると認められる者でないこと。
- オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業等を営む事業者でないこと。
- カ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続、会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続の申立てが行われている等補助事業の継続について不確実な状況でないこと。
- キ 過去において、この要綱による補助金を受けていないこと。
- ク 引き続き目黒区内で事業を継続する意思があること。
- ケ その他区長が補助金を交付することが適当でないとする事業者でないこと。

5 補助対象経費


国の「中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型）」のカタログに掲載された省力化製品本体の購入費

(<https://shoryokuka.smrj.go.jp/catalog/>)

6 補助対象外経費

- (1) 目黒区外の事業所等に設置するもの
- (2) 消費税
- (3) 間接経費（振込手数料、収入印紙代、旅費、送料等）
- (4) 中古品の購入費
- (5) 自社で保有しない又は他社と兼用するもの
- (6) クレジットカード、電子マネー等で支払われたもの
- (7) クーポン又はポイント（クレジットカード会社等から付与されたものをいう。）で支払われたもの
- (8) その他区長が不相当と認めるもの

7 補助金申請の流れ



実施者	実施内容
申請者	申請書類一式の提出（令和9年1月29日（金）まで） 申請方法：オンライン、郵送、窓口 ※必要書類は項番8参照
区	書類審査 ※書類不備等がある場合はお問合せさせていただきます。 審査完了後、審査結果通知書送付
申請者	補助対象事業完了後、完了報告書等を提出 （令和9年2月26日（金）まで） ※添付書類は項番11参照
区	書類審査 ※書類不備等がある場合はお問合せさせていただきます。 補助金交付決定 補助金支払い

※上記日程は、状況により変更される場合があります。

※補助対象事業完了後、速やかに完了報告書等を提出してください。

8 申請時に提出する書類

- (1) めぐる中小企業省力化投資補助金交付申請書
- (2) 販売業者から受領した見積書等（コピー可）
- (3) (法人) 履歴事項全部証明書（コピー可）
(個人) 開業届の写し及び住民票（コピー可）
※履歴事項全部証明書及び住民票は申込日より3か月以内に発行のもの
- (4) (法人) 法人事業税納税証明書及び法人都民税納税証明書（コピー可）
(個人) 個人事業税納税証明書及び住民税納税証明書（コピー可）
- (5) その他区長が必要と認める資料

9 申請に当たって

- (1) 国の「中小企業省力化投資補助事業（カタログ注文型）」(<https://shoryokuka.smrj.go.jp/catalog/>) と併用が可能です。
区からの5分の2の補助に加えて、国から最大で対象経費の2分の1の補助があります（例：100万円の製品に対して区から40万円・国から50万円の補助があった場合、事業者負担は10万円となります。）。

- (2) 国の「中小企業省力化投資補助事業（カタログ注文型）」を申請するに当たって、区の「目黒区中小企業者向け専門家活用支援事業」を活用することができます（申請要件有り）。

(<https://www.city.meguro.tokyo.jp/sangyoukeizai/shigoto/kigyoushi-en/senmonkakatuyou.html>)

10 補助対象事業の変更・取り下げ

やむを得ない理由で補助事業の内容を変更又は取り下げる場合は、あらかじめ区長の承認を受ける必要があります。

11 事業完了後に提出する書類

- (1) めぐる中小企業省力化投資補助金完了報告書
- (2) めぐる中小企業省力化投資補助金請求書
- (3) 領収書（コピー可）
- (4) 設置状況が分かる写真
- (5) その他区長が必要と認める資料

※（1）と（2）の用紙は審査結果通知書と一緒に送付します。

12 補助金交付決定の取り消し

次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

- (1) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

13 取得財産の管理及び処分

- (1) 補助事業の実施により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、事業完了後も、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効果的運用を図る必要があります。
- (2) 取得財産を処分（目的外使用、譲渡、交換、貸し付け、廃棄、担保に供する）する場合は、「めぐる中小企業省力化投資補助金に係る財産処分申請書（別記第7号様式）」により、あらかじめ区長の承認を受ける必要があります。ただし、取得財産が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1及び別表第2に規定する耐用年数を経過している場合はこの限りではありません。

1 4 補助金の返還

次の（１）～（３）のいずれかに該当したときは、期限を定めて、補助金の全部又は一部の返還請求をすることがあります。

- （１）項番 1 2 の補助金交付決定の取り消しの決定がされたとき。
- （２）項番 1 3 の取得財産の処分等の承認が決定されたとき。
- （３）その他、区長が相当の理由があると認めるとき。

※返還金が返還期日までに納付されない場合は、返還期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年 1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した延滞金（1 0 0 円未満の場合を除く。）が賦課されます。

1 5 関係書類の整備

- （１）補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整備し、当該補助事業の完了した年度の翌年度から 5 年間保管しなければなりません。
- （２）取得財産について台帳を設け、その管理状況を明らかにしておかなければなりません。

1 6 その他

- （１）補助金の申請内容を審査するに当たり、必要と認める場合にあっては、申請のあった事業所の状況について、実地に調査を行うことがあります。
- （２）補助を行った事業所に対して、区相談員等（中小企業診断士等）が補助事業のヒアリングに伺うことがあります。

1 7 問い合わせ

〒153-0063 目黒区目黒 2-4-3 6 目黒区民センター1 階

目黒区産業経済部産業経済・消費生活課 中小企業振興係

電話 0 3 - 3 7 1 1 - 1 1 3 4（直通）

<https://www.city.meguro.tokyo.jp/sangyoukeizai/shigoto/kigyoushien/syouryokuka.html>

